

## 益城町公告第54号

益城町つどいの広場事業（西部圏域）運営業務委託について、公募型プロポーザルによる手続きを開始するので公告する。

令和7年10月8日

益城町長 西村 博則

### 1 目的

本町では、地域において子育て親子の交流等を促進し、子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する地域子育て支援拠点事業（以下「つどいの広場事業」という。）を事業者への委託により実施しています。

この事業を、町内でも人口が多いエリアである町西部エリアで新たに実施するにあたって委託先を選定する必要があることから、別紙「益城町つどいの広場事業（西部圏域）運営委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり運営事業者を募集します。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務番号

令和7年度 益こ委第3号

#### (2) 委託業務の名称

益城町つどいの広場事業（西部圏域）

#### (3) 運営場所

受託を希望する団体が指定する、以下のア及びイの両方の要件を満たす施設

##### ア 施設の所在地

以下のいずれかに該当する所在地にある施設

郵便番号	所在地（大字）
861-2231	熊本県上益城郡益城町大字安永
861-2232	熊本県上益城郡益城町大字馬水
861-2233	熊本県上益城郡益城町大字惣領
861-2234	熊本県上益城郡益城町大字古閑
861-2235	熊本県上益城郡益城町大字福富
861-2236	熊本県上益城郡益城町大字広崎

##### イ 施設の仕様

- ① 空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設など子育て親子が集う場所として適した場所

② 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保できる場所

(4) 委託業務の内容

別紙「益城町つどいの広場事業（西部圏域）運営業務委託仕様書」のとおりです。

(5) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(6) 業務準備期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までを業務実施準備期間とし、業務実施の準備に要する費用は、受託者の負担とします。

(7) 委託料上限額

つどいの広場事業（西部圏域） 33,646千円（非課税）

なお、各年度における委託料の額は子ども・子育て支援交付金の基準額の範囲内とし、年度ごとの内訳及び詳細は実施要領に記載のとおりです。

### 3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 益城町暴力団排除条例の運用に関する規則（平成24年規則第14号）の規定による排除措置等を受けていないもの
- (3) 国税及び地方税を滞納していないもの
- (4) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しているもの
- (5) 熊本県内に活動拠点があり、規約を持ち、責任者が明確で、独立した明確な経理を行っているなど、委託契約が可能な社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体であること。
- (6) 宗教団体又は政治団体でないこと。
- (7) 事業の目的を理解し、益城町が仕様書に定める条件等を確保できる団体であること。
- (8) 原則として保育士、幼稚園教諭及び保健師の資格等を有する者（以下「保育士等」という。）から、常勤職員1名以上含む2名以上の職員を配置し、事業が実施できる体制を整備すること。
- (9) 令和7年4月1日現在、団体の活動実績（法人格を取得する前の活動実績を含む。）が2年以上あり、子どもを主体とする事業が既に実施されていること。

### 4 募集の周知及び参加申出書等の配布

(1) 期間

令和7年10月8日（水）から令和7年11月4日（火）午後5時まで

(2) 周知及び配布方法

町ホームページにて配布します。

5 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（別紙1）により、電子メールで提出してください。原則として、電子メール以外の方法による質疑の受付は行いません。

ただし、(1)の提出期間内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えないこととします。

(1) 提出期間

令和7年10月10日（金）午前9時から令和7年10月20日（月）午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 子育て支援係

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年10月27日（月）までに益城町ホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答は実施要領等の追加又は修正とみなします。

また、質問に対する回答への再質問は受け付けません。併せて、提出期間外の質問も受け付けません。

6 参加申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり作成し、提出してください。

(1) 提出日時

令和7年11月4日（火）午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 子育て支援係

(3) 提出物

次の書類を各1部ずつ提出してください。

ア 公募型プロポーザル参加申出書（様式第1号）

イ 団体等の概要（様式第2号、パンフレット等の使用も可）

ウ 団体の定款・規約等

エ 直近年度の決算書

オ 事業実績関連資料

過去10年間に2年以上子どもを主体とする事業の実績があることを把握できるもの（契約書等の写し等）。ただし、資料が10件を超える場合は、直近の10件とします。

カ 事業実施体制調書（様式第3号）

## キ 納税証明書

参加申出書提出日において、3か月以内に発行された証明書で、令和6年度の国税及び地方税（県民税、事業税及び事業所がある市町村民税）に未納がないことを示すもの。なお、地方税については、本業務を主に担当する事業者等が所在する地方公共団体が発行するもの。

※ 団体として非課税の場合は、団体代表者分を提出してください。

### (4) 提出方法

直接持参または郵送とします。郵送の場合は期限内に必着とします。

## 7 参加資格確認及び提案書等提出依頼

参加申出書の内容を基に実施要領「7 参加資格」に合致しているか確認後、参加資格のある事業者に対し、令和7年11月10日（月）午後5時までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第4号）及びプロポーザル参加要請書（様式第5号）を電子メールで送付する予定です。

## 8 提案書等の提出

本プロポーザルの提案書等は、次のとおり作成し提出してください。

### (1) 提出日時

令和7年12月11日（木）午後5時まで

### (2) 提出場所

益城町役場 こども未来課 子育て支援係

### (3) 提出書類

ア 提案書（様式第7号）正本1部、副本9部

イ 提案事項（任意様式、両事業合わせてA4判30ページ以内）正本1部、副本9部

※ 次の事項については、必ず記載してください。

- ・ 事業の運営方針と理念
- ・ 関係機関や地域との連携
- ・ 人材育成に関する取り組み（研修会等への参加等）
- ・ 様々なニーズの把握とその対応
- ・ 職員数（常勤・非常勤の別含む）及び保育士等資格者数
- ・ 職員の採用基準と雇用条件
- ・ 児童虐待等への対応
- ・ 事故防止策と事故発生時の対応
- ・ 衛生管理
- ・ 防災と防犯対策
- ・ 個人情報保護

- ・ 業務開始までのスケジュール
- ・ 地域の子育て情報の提供体制
- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進に向けた対応
- ・ 子育てに関する相談、援助の実施に向けた対応
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施に向けた対応

#### ウ 見積書（任意様式） 1部

※ 年度ごとに見積金額を記載してください（この事業は、社会福祉法上の第二種社会福祉事業となるため、消費税は非課税となります。）。

※ 見積に係る積算内訳書を別途作成し同封してください（任意様式）。

※ 次の事項を記載した封筒に封入封緘して提出してください。

- ・ 業務名称
- ・ 提出者の所在地・名称・代表者名
- ・ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

#### （4）作成要領

ア 提出書類は、原則としてA4判・縦型・横書き・長編左綴じ・両面印刷とし、（3）のア～イの順番で製本し、ページ番号、表紙・目次を付け、書類名（略称可）が分かるように右端にインデックスを添付してください。

イ 図表等で必要な場合は、A4判・横型・横書き、A3判・横型・横書きでも構いませんが、A3判については折り込んでA4サイズとして作成してください。ただし、（3）イ提案書類においてA3判を用いる場合は、A4判2枚分として扱い、上限枚数を減じてください。

ウ 文字サイズは、11ポイント以上とします。

エ 図、絵、写真の使用は可とします。

オ 用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。ただし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語訳を付記してください。

カ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は、注釈をつけてください。

#### （5）提出方法

次のア又はイのいずれかの方法で提出してください。

ア 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けません。）

イ 簡易書留郵便（提出期日までに必着とします。）

#### （6）留意事項

ア 提出する書類一式は、写しを保存してください。

イ 提出者は、申請書類の提出をもって、本応募要領の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、町が必要と認めた場合はこの限りではありません。

- エ 申請書類は、理由のいかんを問わず、一切返却しません。
- オ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- カ 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本事業の運営に関し、公表する場合、その他町が必要と認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- キ 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

## 9 一次審査（書類審査）

提案書等の内容に基づく一次審査（書類審査）を実施します。

なお、応募事業者多数の場合は、一次審査の結果をもとに二次審査への参加依頼事業者の選定を行う場合があります。

審査結果については、令和7年12月中旬に文書を電子メールにて送付し通知します。

## 10 二次審査（プレゼンテーション審査）

### （1）日時及び場所

令和8年1月6日（火）又は1月7日（水）予定

※ 正式な実施日、時間、場所等については、改めて通知します。

### （2）実施内容

益城町つどいの広場事業（西部圏域）運營業務委託公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を実施します。

提案内容の説明（20分以内）を受け、選考委員会による質疑（30分以内）を行います。

なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとします。

### （3）実施方法

提出済の企画提案書により、電子黒板を使用して実施します。電子黒板は町が用意しますので、HDMI端子付きパソコンをご持参ください。

### （4）説明者

1事業者あたり3名までとし、提案書にて届け出た統括責任者及び主に担当する予定の者は必ず出席をお願いします。

### （5）その他

ア プレゼンテーションは非公開とします。

イ 選定委員会委員の事前公表は行いません。また、事前接触は認めないものとし、違反した場合は、当該申請を無効としますので十分に御注意ください。

## 11 審査結果等の通知・契約手続き等

### （1）審査結果等の通知

審査結果は、参加者全員に結果通知書（様式第8号又は様式第9号）にて令和8年1月20日（火）（予定）までに通知するとともに、受託候補者を町ホームページで公表します。

## （2）審査結果の公表

契約金額及び審査の概要については、契約締結後に公表するものとし、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮します。

## 1.2 契約手続

- （1）受託候補者として選定された者（以下「選定者」という。）は、結果通知書（様式第8号）を受領した後、速やかに、町と当該業務仕様の内容について協議を行い、その内容を決定します。
- （2）上記（1）の業務仕様内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により町と選定者との間で契約を締結します。
- （3）選定者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、益城町財務規則（平成16年規則第25号）第81条第1項各号に該当する場合は、この限りではありません。

## 1.3 注意事項

- （1）参加申出書を提出した後又はプロポーザル参加要請書を受けた後に辞退する場合は、令和7年12月11日（木）午後5時までに、辞退届（様式第6号）を電子メールにて提出してください。
- （2）申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- （3）本プロポーザルに関して必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- （4）契約金額及び審査の概要については、受託候補者との契約締結後に公表するものとします。なお、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮します。
- （5）審査の結果、候補者に選定されなかった者は、審査結果が公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日は含みません。）以内に、書面により選定委員会に対し非選定理由を求めることができます。なお、この場合の回答は、書面による内容等を受け付けた日の翌日から起算して10日（土日祝日は含みません。）以内に書面により行います。
- （6）本事業は、本件事業の実施に係る予算の議案について益城町議会の議決を得ることを条件として進めています。

#### 1.4 公募のスケジュール

項目	日程
公告	令和7年10月8日(水)
参加申出書等の受付	令和7年10月8日(水) 令和7年11月4日(火)午後5時まで
質問書受付	令和7年10月10日(金)午前9時から 令和7年10月20日(月)午後5時まで
質問回答期日	令和7年10月27日(月)午後5時まで
参加資格審査・通知	令和7年11月10日(月)午後5時まで
提案書等の提出期限	令和7年12月11日(木)午後5時まで
一次審査(書類審査)	令和7年12月中旬(予定)
二次審査参加依頼 ※提案事業者多数の場合、一次審査にて参加者の選定を行う場合あり	令和7年12月中旬(予定)
選定委員会による二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年1月6日(火)又は 令和8年1月7日(水)(予定)
審査結果の通知	令和8年1月20日(火)(予定)
契約締結	令和8年2月上旬(予定)
業務開始準備	契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
運営開始	令和8年4月1日(水)

#### 1.5 書類提出先及び問い合わせ先

所在地 : 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

担当部署 : 益城町役場 こども未来課 子育て支援係

担当者 : 山田・江崎

電話番号 : 096-286-3117

メール : [kodomo-propo@town.mashiki.lg.jp](mailto:kodomo-propo@town.mashiki.lg.jp)